

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

(新産業振興課)

一

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税 務 課)

三

告 示

○地籍調査事業計画の策定

(地域復興支援課)

三

○生活保護法による施術者の指定

(社会福祉課)

三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

四

○飼料試験結果の公表

(畜 産 課)

四

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

六

○保安林の指定の解除

(同)

六

○保安施設地区の指定に関する通知内容の揭示

(同)

七

○道路の区域変更

(道 路 課)

七

○道路の供用開始(二件)

(同)

八

○海岸保全区域の変更

(河 川 課)

八

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

九

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)

(同)

九

○都市計画事業の認可

(同)

一〇

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一〇

公 告

教育委員会

(建築宅地課)

一〇

ページ

規 則

○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則
選挙管理委員会

一〇
一一
一二

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十五年分)

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

機械的特性評価試験機	一時間につき	五、〇〇〇円
金属顕微鏡	一時間につき	五〇〇円

を

機械的特性評価試験機	一時間につき	五、〇〇〇円
------------	--------	--------

に、

複合材料作製用オートクレーブ	一時間につき	五五〇円
分光測色計	一時間につき	五〇〇円

を

複合材料作製用オートクレーブ	一時間につき	五五〇円
----------------	--------	------

に、

マイクロスライサー	一時間につき	一、一〇〇円
モデリングマシン	一時間につき	五〇〇円

を

電源周波数磁界イミューニティ試験装置	一時間につき 五〇〇円	に、
電源周波数磁界イミューニティ試験装置 ファンクションジェネレータ	一時間につき 五〇〇円	を
静電気放電イミューニティ試験装置	一時間につき 三〇〇円	を
回路図設計支援ツール 静電気放電イミューニティ試験装置	一時間につき 五〇〇円 一時間につき 三〇〇円	に改め、同表電子・情報関連機器の項中
工具評価用電子顕微鏡 高速引張圧縮試験機 光沢計 分光色彩計 分光変角色差計	一時間につき 一、〇〇〇円 一時間につき 一、一〇〇円 一時間につき 四〇〇円 一時間につき 四〇〇円 一時間につき 四〇〇円	を
工具評価用電子顕微鏡	一時間につき 一、〇〇〇円	を
マイクロスライサー	一時間につき 一、一〇〇円	に、

減菌用オートクレーブ	一時間につき 五〇〇円	を
三次元モデル設計システム (CAD)	一時間につき 五五〇円	を
三次元コンピュータグラフィックスシステム 三次元モデル設計システム (CAD)	一時間につき 一、九〇〇円 一時間につき 五五〇円	を
二次元色彩輝度計 過渡サージ試験装置 雷サージ試験装置 ベクトルネットワークアナライザ (Ⅱ) プリント基板加工装置	一時間につき 一、四〇〇円 一時間につき 一、六〇〇円 一時間につき 七〇〇円 一時間につき 七五〇円 一時間につき 六〇〇円	に改め、同表工業デザイン関連機器の項中
二次元色彩輝度計	一時間につき 一、四〇〇円	を
電力増幅器	一時間につき 五〇〇円	に、
電力増幅器 デジタルデータレコーダ	一時間につき 五〇〇円	を

微弱発光画像測定装置

一時間につき

七〇〇円

滅菌用オートクレーブ

一時間につき

五〇〇円

同表分析・測定関連機器の項中

炭素・硫黄同時分析装置

一時間につき

一、七〇〇円

低真空走査型電子顕微鏡 (WET-SEM)

一時間につき

九〇〇円

炭素・硫黄同時分析装置

一時間につき

一、七〇〇円

熱分析システム (TG/DTA、DSC、TMA、DMA)

一時間につき

一、〇〇〇円

赤外分光分析装置 (FT-IR)

一時間につき

一、六〇〇円

熱分析システム (TG/DTA、DSC、TMA、DMA)

一時間につき

一、〇〇〇円

ガスクロマトグラフ質量分析装置

一時間につき

一、五〇〇円

ガスクロマトグラフ質量分析装置

一時間につき

一、五〇〇円

フーリエ変換赤外分光分析装置 (FT-IR)

一時間につき

一、〇〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程 (昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号) の一部を次のように改正する。

第九条中「直ちに」を「遅滞なく」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年三月六日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百六号

国土調査法 (昭和二十六年法律第八十号) 第六条の三第二項の規定により、平成二十六年度地籍

調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
白石市	福岡蔵本字愛宕山①等19単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十五条において準用する同法第四十九条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	鈴木ちあき	施術所の名称	はなまる整骨院	住所又は施術所の所在地	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京原七	指定年月日	平成二十六年十一月六日
濱田 亮	きらら治療院				仙台市宮城野区萩野町一丁目十八ー七 バルグランドマンション二〇七		平成二十六年十二月十七日

○宮城県告示第二百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇七〇〇三六三三	事業所の名称及び所在地	生活介護ひまわり名取市那智が丘五丁目一番地五	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	株式会社ライフアップ	指定年月日	平成二十七年三月一日
-------	-------------	-------------	------------------------	---------------	------	------	------------	-------	------------

○宮城県告示第二百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十六年十一月から十二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査
平成26年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	株式会社スエオカ・ハーベスト 登米市	収去場所	同左	飼料又は飼料添加物の区分	米ぬか	飼料又は飼料添加物の名称	米ぬか	製造（輸入）月	H26.11	試験項目	重金属ー鉛, 水銀, カドミウム	違反の有無及び違反の内容	無
株式会社富士飼料大崎流通センター	同左	同左	同左	子牛用混合飼料	米ぬか	TMRハイソバナSM	米ぬか	H26.11	H26.11	重金属ー鉛, 水銀, カドミウム	無		

平成26年12月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要											違反の内容			
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩素 %	水溶性 炭素 %	ペクチン 消化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg		その他 の検査		
太協物産株式会社 石巻市	同左	60%フイッシュミ ール	H26.12	65.66	7.31													
日本農産工業株式公 社塩釜工場 塩釜市	同左	太協ギンザケE P前 期用	H26.12	38.38	20.14	20.40	1.538	1.93	9.07									
	同左	子豚人工乳前期用配 合飼料 サニーマベラス	H26.12	22.34	4.97	0.866	0.607	0.68	5.96									
	同左	ぎん太郎カラー8P	H26.12	35.53	21.18	2.821	1.655	1.37	11.08									

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字黒崎一〇一の四

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字西一四の三

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三条第一項の規定により、次のように保安施設地区に指定された旨、農林水産大臣から通知があったところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を仙台市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱二号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱二号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の五三から一の五五まで

2 次に掲げる土地に存する標柱一〇号から標柱一三号までを順次結んだ線及び標柱一〇号と標柱一三号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の四四、一の四七

3 次に掲げる土地に存する標柱一四号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一四号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の四〇

4 次に掲げる土地に存する標柱二三号から標柱二六号までを順次結んだ線及び標柱二三号と標柱二六号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の二五

5 次に掲げる土地に存する標柱二七号から標柱三〇号までを順次結んだ線及び標柱二七号と標柱三〇号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の一八

6 次に掲げる土地に存する標柱三二号から標柱三七号までを順次結んだ線及び標柱三二号と標柱三七号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の二〇

7 次に掲げる土地に存する標柱四八号から標柱五一号までを順次結んだ線及び標柱四八号と標柱五一号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の五七

8 次に掲げる土地に存する標柱五四号から標柱五七号までを順次結んだ線及び標柱五四号と標柱五七号を結んだ線に囲まれた区域

仙台市宮城野区岡田字砂原一の五七

仙台市宮城野区岡田字砂原一の八六

二 所在が不明である者の住所氏名

仙台市東三番丁一五八番地 中村 善一郎

仙台市東三番丁一五八番地 中村 玲子

仙台市東三番丁一五八番地 中村 廣一

仙台市東三番丁一五八番地 中村 陽子

仙台市名掛丁二四番地の一 南 進

東京都品川区東大井一丁目二番二〇号 嶋崎 忠彦

仙台市茂庭字折立北一〇番地の四 佐藤 さだ

仙台市茂市ヶ坂一一番地 須知 ヨシ子

仙台市北一番丁三二番地の四二 都築 京子

栗原郡築館町字南小山八番地 只野 文男

栗原郡築館町字町屋敷一五八番地の八 鈴木 米枝

仙台市荒巻神明町一七番一八号 三浦 とく子

仙台市宮城野一丁目六一号 加藤 明次

三 通知の内容

一の森林について、平成二十六年十二月二十五日農林水産省告示第二千二百五号で告示されたとおり保安施設地区に指定した。

○宮城県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 栗原都市計画下水道
 - 2 名称 栗原市流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十一号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 栗原都市計画下水道
 - 2 名称 栗原市流域関連特定環境保全公共下水道
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 栗原都市計画道路事業
 - 2 名称 三・四・二号源光町田線
- 二 施行者の名称
 - 宮城県
- 三 事務所の所在地
 - 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 四 事業地

- 1 収用の部分
 - 宮城県栗原市築館字源光、字伊豆野原及び字内沢並びに築館伊豆三丁目地内
- 2 使用の部分
 - なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
牡鹿郡女川町石浜字高森百四十七番の一部、百四十九番二の一部、百四十九番三の一部、同町宮ヶ崎字宮ヶ崎六十五番三十二の一部、六十五番三十七の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
株式会社フィッシャリーサポートおながわ

教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「教育職員免許状授与願書」を「教育職員免許状授与等願書」に改める。

第十六条第一号中「教育職員検定及び普通免許状授与願書」を「教育職員検定及び普通免許状授与等願書」に改める。

第十七条中「第七号」を「第九号」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 基礎資格等を証明する書類

第十七条中第八号を第十一号とし、同号の前に次の三号を加える。

八 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類
 九 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を持っていることを証明する推薦書
 十 出願理由書
 第十八条第二号中「教育職員検定及び臨時免許状授与願書」を「教育職員検定及び臨時免許状授与等願書」に改める。

様式第三号中

「 ※ 学歴は高等学校入学から記入すること。

を

「 ※ 学歴は高等学校入学から（学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者は小
 学校入学から）記入すること。

に改める。

様式第十一号の二中

「2 教科又は領域」を「2 教科又は事項」に改める。

様式第十四号中

「2 教科又は領域」を「2 教科」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第二号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「学校法人」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は宮城県内に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人」に改める。
 第一号様式及び第四号様式中

事 項	開 設 者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・養・養・栄 教・教・教
教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項		年 年 年 月 月 月 日 日 日	

を

領 域	開 設 者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄 教・教・教
選択必修領域		年 年 年 月 月 月 日 日 日	
選 択 領 域		年 年 年 月 月 月 日 日 日	教・養・栄 教・養・栄・栄

に改める。

第五号様式中

事 項	開 設 者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項		年 年 年 月 月 月 日 日 日

を

領 域	開 設 者	修了(履修)年月日
必 修 領 域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選 択 領 域		年 年 年 月 月 月 日 日 日

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第二百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年三月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

齊藤としお後援会の平成二十五年分収支報告書の要旨の
1 収入総額中

「1 収入総額 257,798円」や「1 収入総額 257,815円」は、

「本年收入額 25円」や「本年收入額 42円」に改める。

3 本年收入の内訳中

「その他の収入 25円」や「その他の収入 42円」は、

「一件十万円未満のもの 25円」や「一件十万円未満のもの 42円」に改める。